

広島県歓楽的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年2月14日

広島県公安委員会

委員長 田 中 秀 和

広島県公安委員会規則第2号

広島県歓楽的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

広島県歓楽的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例施行規則（平成18年広島県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(風俗案内業開始届出書等の添付書類) 第5条 条例第5条第1項の届出に添付する同条第3項の公安委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。 (1)～(3) 略 (4) 事業を行おうとする者が個人であるときは、次に掲げる書類 ア～ウ 略 エ <u>未成年者</u>で風俗案内業を行うことに関し法定代理人の許可を受けているものにあつては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合においては、その名称及び住所並びに代表者の氏名）を記載した書面並びに当該許可を受けていることを証する書面 (5)・(6) 略 2 略</p>	<p>(風俗案内業開始届出書等の添付書類) 第5条 条例第5条第1項の届出に添付する同条第3項の公安委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。 (1)～(3) 略 (4) 事業を行おうとする者が個人であるときは、次に掲げる書類 ア～ウ 略 エ <u>未成年者（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。）</u>で風俗案内業を行うことに関し法定代理人の許可を受けているものにあつては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合においては、その名称及び住所並びに代表者の氏名）を記載した書面並びに当該許可を受けていることを証する書面 (5)・(6) 略 2 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この公安委員会規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）附則第2条第3項の規定又は同法附則第3条第3項の規定によりなおその効力を有することとされた同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第753条の規定により成年に達したものとみなされた18歳未満の者は、この公安委員会規則による改正後の第5条第1項の規定の適用については、同項第4号エに規定する未成年者には含まれないものとする。